

Title	現代日本農業法学の課題
Sub Title	Some problems on agricultural jurisprudence in Japan
Author	宮崎, 俊行(Miyazaki, Toshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.3 (1969. 3) ,p.81- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	小池・今泉教授退職記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690315-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

現代日本農業法学の課題

宮 崎 俊 行

- 一 本稿の意図
 - 二 家族協定（父子契約・親子契約）
 - 三 集団的生産組織
 - 四 協業経営（協同経営）
 - 五 農地制度と国土の計画的利用
 - 六 アグリビジネス
- あとがき（結論）

一 本稿の意図

恩師、小池隆一教授と今泉孝太郎教授の両先生が、この度、ともに停年退職されることを記念して刊行される、この論文集に、私は何をテーマとして執筆しようかと、ずいぶん迷った。

かなり考えた末、かつて、当時まだ四〇歳台であられた今泉教授の「農民法」講義を拝聴して深い感銘をうけ、それ以後その分野の勉強をやつてきた私としては、やはり、農業法の分野で何か、ということにはなつたが、その中でも書きたいもの、否、書くべきものはまことに多い。ちよつと教え上げてみよう。(i)まず家族協定(父子契約・親子契約)ないし相続問題、協業経営、集团的生産組織(集団栽培、技術信託、受託事業体、集团的請負耕作)、法人化などの農業(経営)主体に関する問題がある。(ii)農地制度、牧野制度とか、農業振興地域の設定、その反面をなす都市計画法の問題など、要するに広く国土の計画的利用に関する問題もある。(iii)また農産物の販売、加工、消費の問題(契約農業、食糧管理制度の問題を含む)とか、農業用資材の生産、購買・利用・消費の問題とか(アグリビジネスの法的問題はこの両者に在る)があり、そうなると、ことは、小は家計の問題から、大は国際経済までのスケールに広がってくる。(iv)更に、以上の事項には、すべて、(i)マネー・フロアがつきまとうから、資金集中、金融、補助金、税制の問題が程度差はあれ噛み合っているし、(ii)人間の新しい組織化にとともに、各段階で従来はあまりみられなかつた各種の集団・団体・組織体(行政上の地方自治体でもなく、純然たる営利団体でもない)が必要とされているし(農業協同組合制度の改善問題もこの一部)、(iii)また関係当事者の思考方法、規範意識に多かれ少なかれ、食い違いがあるので(世代の間、専業と兼業の間、「習俗社会」フュルミューンゲルと「企業体社会」アンターnehmensgesellschaftとの間など)、法的処理も一筋縄では行かないのである。そこで、(v)以上のような問題を解決するための研究方法には、一応法学の分野に限つてみても、従来の、もしくは他の事項(例えば民法解釈学プロパー)の、研究とは異つた研究方法が要求されている筈である。

これらの問題のどれをとつてみても、簡単に解決できるものではない。またそれらは相互にからみ合つており、一つだけを他から切り離して論じてみても充分ではなく、仮に「論文」としては一応間に合つても、生きた人間の役には立たないことが多い。といつて、これらの諸問題に対する一応の考えを、ただ併列的に並べてみても、新しい農業法学の体系ができるわけでもなく、農業のビジョンが描かれるわけでもない。

そこには、それらの諸問題やそれらに対する解答を位置づけるところの原点と座標軸がなければならぬ。ところが、この原点・座標軸の設定は容易なことではない。原点・座標軸の設定には、一方において各問題に関連する詳細、広汎な資料、知識が要求されるとともに、他方においては、数千年の人類文化の流れを歴史的に回顧し、現在を位置づけ、将来を展望したり、哲学的思索をしたりすることが必要である。

それは例えばこうである。(i) 伝統的な直系家族制の下における農家の家族生活が、いわゆる前近代的であると言われ、これではいけないからといって、夫婦家族制の実現が希望されたとする。そこで効率的に夫婦家族制の実現を惹き起こしたり、それを維持したりするには、いかなる法制が必要かは、普通にいう意味での科学または工学としての法学の課題である。しかしこの目的それ自体を検討しないでは済まされない。そうなると直系家族制と夫婦家族制の歴史的、社会的、経済的位置づけをし、また人間の本源的要求に、いずれがより適っているかを検討しないわけにはゆかない。

(ii) 経済構造の変化により、いわゆる離農促進が叫ばれる。兼業農家ないし、小規模農家の離農促進を効率的に行なうにはいかなる法制がよいかは、普通にいう意味での科学または工学としての法学の問題である。しかし一人の人間を、農業・農村からひきはなして、第二次・三次産業につけることが、その人個人および全体社会にとつて、いかなる意義をもつかを吟味しないではいられない。この吟味は、所得ないし経済的効率の上からだけでは、不充分であり、人類が追求する価値全体の点からなされなければならない。

(iii) 土地問題が深刻である。都市近郊ほど宅地需要が多い。そこで近郊の土地供給を増やすべく、農地転用を促進しろという声が大い。近郊農家にできるだけ早く農地を手離させるようにし、またかくして転用された土地を密度高く利用させるような法制をつくることは、普通にいう意味での科学または工学としての法学の課題である。しかし現在のような都市膨脹を所与の前提として是認してよいかどうかの検討を抜きにすることはできない。その検討に関連して、国土の計画的利用

が登場するが、一体誰がこの計画を立て、その実行を保障する力をもつか。果して現在の国家にその力があるのだろうか。或いは、国民の地域的、自主的な団体にその力があるのだろうか。ここで、ことは、国家権力の性格とか、地縁的団体の性格にふれざるを得なくなる。

(iv) アグリビジネスの発展は、農産物の加工、流通部門においては、一般消費者に利便さと食生活の豊かさを提供し、労働者に、雇傭の場を提供しているし、また農業用資材の生産部門においては、あたかも、耕耘作業の一部をトラクター工場で行ない、防除作業の一部を化学工場で行なうような結果となり、農耕部門の労働生産性を高め、また機械工業や化学工業での雇傭の場を提供している。そして、農業資材生産―農耕―農産物加工・流通・サービスの各部門の間に新しい結びつき、すなわち機能的組織体と契約関係の発生がみられ、その法学的研究が要求される。しかし、この研究に際しては、アグリビジネスの発展によつて、各部門の誰がどんな利益、価値を享受するのか、広く言えば資本主義と農業との間の関係の根本的検討、を抜きにするわけにはゆかない。

かくて、要するに、原点・座標軸の決定には、現在の国家、社会、思想の体制の分析把握と評価、批判が必要となるようである。ところで、現在の体制は、歴史的に直接には、近代以降の産物であるとすれば、これを評価、批判する立場は、近代ないし現代を超越したところに求めざるを得なくなるであろう。かくて、数千年の歴史の試練を経た古典を現在の体制評価の糧とすることが必要となる。⁽³⁾

このようにして、現在の私の頭の中では、小農や夫婦家族の家計のことから、古典に至る様々の知識が、いずれも、まことに不完全ながら、混沌として渦巻いているだけで、さきの原点・座標軸がまだ決定できないままに、焦燥感にかられている。これは、私の無能によることだろうが、必ずしもそれだけによるものでもないらしい。それは現代の社会、国家、思想の体制自体が、根底からゆすぶられ（農業のような現体制の底辺部からみるとそれがよくわかる）、正にかつての幕末のような状況

になつてゐることの反映ではなからうか。しかし現在の状況は、かつての幕末よりもつと困難である。あの時には、日本変革のモデルとしての欧米先進国があつた。しかし、いまや、日本もいわゆる先進国であり、モデルとすべき特定の外国はない。行く道は独自で創造するより方法はない。そこで我々がなんとかしなければという「張り」もあれば、しかし、どうにも難しいという「落胆・絶望」もある。私の「野望、使命感、自信」と「焦燥感、不安感、挫折感」もまた現代社会の小さな反映であろうか。

こんなことを言うと、そんなキリのないことを考えずに、もつと法律学の中のもの、お前の専門の守備範囲だけに徹せよ、という声が出るにきまつてゐる。なるほど「分」を守ることは大切である。しかし、学問専攻分野のいわゆる専門とか、社会的分業体制の中における職分だけを守ること、学問的「業績」発表や、職業上の「点数」を上げることが、ただそれだけで、果して人間に役立つに違ひあるだろうか。例えば、家族協定や協業化の進展の足を引つばる、民法と農地法と税法等の不統一を、自分の専門は民法だからといつて、見過したのでは、現実に全く無力なことは言うまでもないし、「むら」(部落・村落)の現状とポテンシャルエネルギーを無視して近代的経営組織理論を展開しても、それが定着する現実の場はないし、国家権力の性格、限界を考えない国土利用計画(そのための法制)は、ナンセンスか、或いは危険千万である。それに乗つて作業する農民のことを考えず、ただ作つて売りさえずればよいというトラクターの生産、販売の「業績」向上は、オペレーターの病気づくりにも貢献してゐるし、撒布作業をする農民や消費者の健康を考えない農業の生産、販売「業績」の向上は、しばしば、作業員の中毒を惹き起し、長期的には一般国民の生命も心配となつてゐる。しかも、そんなことを考えて、少しでも生産、販売の手を休めるメーカー、商社が、もしあつたとしたら、たちまち、競争から脱落するに決つてゐる。どうも、いわゆる専門主義、「お前の仕事だけやれ、おれの仕事・業績・点数のほかは無関心」という、そのこと自体が、正に現在の社会・国家・思想体制の体質的病氣の一種なのであり、それが生きた人間を蝕んでゐるのではなからうか。

このようなわけで、ここでは、原点・座標軸も定かでないまま、雑然とした知識や着想のうちで基本的に重要と思われるものの一端を、「自信、野望、使命感」と「不安、挫折感、焦燥感」とを、折りまぜて、さらけ出すことになつてしまつた。そんな問題の中のどれか一つだけを取り出して、やや、まとまつた形で論じた方がよからうと思われるかも知れないが、結局、そうしないで、あれもこれもと欲張ることにした。このことは、現役教授の地位を去り行く、学問上の親に対して、自分の姿を大きく見せるために背伸びして立つ子供（学究年齢満一八歳六ヶ月）の気持として、お許しいただきたい。

(1) ここで「農業法」といつたのは、今泉教授が提称された「農民法」という概念（今泉孝太郎著「農民法研究」（昭和三十一年九月）三頁—三三頁）を否定するわけではなく、「農民法」を含んだより広い意味で慣用的用語を用いたまでである。

(2) 「工学としての法学」については、宮崎「工学としての法学」慶應義塾百年記念論文集法律編（昭和三十一年一月）二七三頁以下参照。

(3) このことは、すでに宮崎著「農業生産法人と請負耕作」（昭和四一年十二月）の序文において一言したことである。

二 家族協定（父子契約・親子契約）

(一) 家族協定の必要性

この頃私は講演などで、家族協定の必要性を、社会的原因と法律的原因との両方から、次のように説明している。

(A) 社会的原因 社会的原因としては、農家の家族周期の変化（いわば農家に内在する原因）と、農家をとりまく社会、経済、思想状況の変化（いわば農家の外にある原因）とがある。

農家の「いえ」すなわち、直系家族制における家族周期は、通常次の三段階に区分されている。⁽¹⁾

第Ⅰ段階 あとつぎの結婚より父の死亡まで

第Ⅱ段階 父の死亡より母の死亡まで

第Ⅲ段階 母の死亡より、次のあとつぎの結婚まで

この三つの段階が律動的に繰り返えされて、直系家族が継続されていくが、第三段階では、夫婦家族制におけると同じく、夫婦と未婚の子のみによるシンプルな家族構成となり、比較的トラブルが少ないのに対して、第一段階では、二世代ないし三世代にわたり、しかもその「いえ」に育つて将来もそこに留まる者、そこに育つたが将来は他出する者、他の「いえ」から入つた者というように、いわゆる立場を異にする者が多数共同して生活するわけだから、家族関係に緊張を生じやすい。すなわち、第一段階の直前より直後にかけて、あとつぎの選定・定着、あとつぎの結婚、子(孫)の成長(家族人員の増加と家計費の増大)、次三男の他出準備と他出の実行(教育費、生前分与資金の必要)、老父母の生活保持、父の死亡・相続開始(遺産分割)と、次々と重大な問題が生起する。そして重要なことは、戦前と現在と比較して平均的に、困難の多い第一段階が、約二倍に延び、逆に困難の少ない第三段階が半分以上に短縮していることである。要するにいまや農家の周期的律動において、戦前に比べて、抵抗力の弱いいわばピンチの時期が倍に延長され、抵抗力の強い平穏な時期が半減しているのである。そこへもつてきて、農家の「いえ」の外の社会、経済、思想の変化の著しいことは言うまでもない。農家労働力の流出、兼業化、地価上昇、貨幣経済の浸透、新しい家族のモデルないし標準的な姿として夫婦家族制の高潮等は、いずれも農家の「いえ」に吹きつける嵐のようなものである。

かくて農家の「いえ」の世代的継続が、従来通りの姿勢のままでは、まことに困難となつている。

(B)農家の世代交代のモデル　ところで、直系家族制の形態をとるわが国農家の、世代交代ないし家族周期段階進行の、モデル的な姿はどんなものであろうか。この点、私はすでに一四年も前から、農家の実態をバックとした立論として、次のように主張してきた。⁽²⁾すなわち、(1)次三男等その世帯から他出する者には、他出の準備に、または他出の際に、教育費、独立・開業資金、結婚資金等の生前分与をし、(2)その代り農業資産はすべてあとつぎが、死後相続によるにせよ、生前贈与によるにせよ、これを承継し、(3)また父母の生活を保持する第一順位の責任者としては、同居(広義)するあとつぎ(夫婦)

がこれに当る、ということである。

ところが、このことが各農家で何もしなくても実現するように、現行国家法は、保障しているであろうか。いないのである。例えば、次三男の他出に当つて、その時の父名義の財産を基準として計算した、法定相続分以上のものを生前分与しておいても、ことによつては、あとつぎが農業資産の全部を必ずしも承継できないわけであり、あとつぎが農業資産全部を確実に承継しようとするれば、生前分与をうけた次三男に、家庭裁判所の許可を受けて遺留分放棄（民法一〇四三条）をしてもらい、かつ父があとつぎに農業資産全部を生前承継させるか（贈与、売買）、死因贈与契約（民法五五四条）を締結しておくか、或いは遺言（民法九六〇条以下）をしておく必要がある。もしこれだけのことをやつておかないと、次三男の生前分与から父死亡までの間に、あとつぎ（夫婦）の寄与によつて増価した部分までもが、形式的には父の遺産と看做され、現実に共同相続の対象とされてしまう危険がまことに大である。

またいかなる状態になつたら子の老親に対する扶養義務が現実に発生するのかわといへば、現行民法解釈論の通説によれば、親が自己の労働または財産によつて生活ができず、しかも子に自分と配偶者および未成年の子たちの地位相応の生活を保持してなお余力がある場合とされている。⁽³⁾ 親子別居の場合は、これでいいとしても、老親と子とが同居（同居しかつ生計も同一が普通だが生計だけは相対的部分的に別の場合でも）している直系家族においては、親子同水準の生活を望むであろう。しかしこの親子同水準の生活保持義務を、あとつぎに対して、当然にしかも、他出子より優先して認めることを、民法だけから導き出すことはできない。

農家の世代交代のモデル的な実現について、国家法がこのように頼りにならないとすれば、どうしても、家族員の間で、特別な契約をする以外に方法はない。ここに家族協定の⁽⁴⁾必要がある。したがつて、私は農民を相手とする家族協定の講演などでは、「家族協定は、い、えを滅ぼすものではなく、この激変の世の中に、い、えを守るためのものであり、い、えを生き抜か

せるためにこそ、いゝの姿勢をかえ、體質を改善する一つの方法だ」と説いている。もつとも、ここで「いゝ」というのは、集団としての「いゝ」・直系家族の形態をとつた農業主体、を意味するのであつて、決して明治民法的「家」制度の「家」ではないつもりである。そしてそれを聞いてくれる農民も大体そのつもりで理解しているように推察している。

(二) 家族協定農家の家族類型像

このような意味からすれば、家族協定農家の家族類型として、私は親夫婦（と未婚の子）と息子夫婦（と未婚の子）による、二つの夫婦家族に完全に分化するのではなく、「修正直系家族」ともいふべき形を想定しているのである。

理論的にこういう想定を立て、実践的にもそれを前提として家族協定の普及に微力を尽しているが、実は内心ある程度不安のあることを正直に告白しよう。その不安は相反する二つの方向にある。一つは、家族協定などといつても、しよせん形式的な上つ面の流行で、果して本当に農家生活と農民の考え方の中に、融け込むものなのか、自分は単なる流行の提灯持ちをしているのではないか、という心配である。他の一方は、ことを長期的に展望すると「修正直系家族」などといふなまぬるいものではなく、やつぱり親子二つの夫婦家族に完全分化するという見通しに立つべきではないか、という心配である。

この中で、前者の心配の方は、実はそれほど心配していない。もちろん、なかには「七、八年前までは、息子をいゝに足止めするには耕耘機やオートバイを買つてやればよかつたが、今では、月給を払つたり、園芸や畜産をやらせてやらなければだめになつた、それをやるのが、家族協定でしょう」、ということと息子の足止め策とだけ受けとめている農民もいることは確かである。また県、市町村の段階における官制運動に支えられて普及が進んでいるところも多く、農民の全くの自発的運動とはいふ切れない点もある。とはいゝ、単なる月給支払型や実習的部門分担型の協定から、やがては、世代交代全般にわたる協定へ進むことも期待できるし、官制運動の面があるといつても、国段階では、むしろ全く冷遇されており、市町村

段階で、全く農民に密着した、役人・農業団体サラリーマンとしては異色の卓抜した人材によつて普及が進められているのだから、巨視的にみれば、やはり農民側の自発的運動といえる。

後者の心配の方がより深刻である。例えば、綿谷尠夫氏は次のように言われる。⁽⁵⁾ すなわち、拙著によれば、⁽⁶⁾「いえは父子契約の撰取により新しい自己展開をとげ再生することになる」が、そうではなく「直系家族の内部に親夫婦と息子夫婦、この二つの夫婦家族集団を分立させる方向をとりはじめたことは、息子夫婦が、いえに埋没しない自分たち名義の所得獲得と別棟別かまど生活を求める型で現われており、父子契約の本質規定は、いえが本格的に解体していくことを前提とした上でなされるべきだと思ふ」といわれるのである。

ただ拙著で主張したことをここで弁明すればこうである。私は、現実の農家の共同労働、共同生活、財産保有の実態を無視した現行国家法の取扱が、いかに不合理であるか、例えば、あとつぎの寄与分を内に含んだ財産が、父の単純な個人所有とみなされ、共同相続の対象とされ、相続税が課せられることなど、全く不合理、不公平千万であることを明るみに出し（親の扶養に際し、親と同居する子および親自身の犠牲において、親と別居している子が得をしている点も同様）、これを何とかして、父子契約によつて是正しようというところに重点があつた。また父子契約を実行した結果、親子が、別住居、別カマド、別サイフになるかどうかについては、残念ながら、特に論ずるいとまがなかつたと弁解しよう。そして綿谷氏の右の批判ないし卓見をきくことによつて、私の脳裡には漠然としていた問題が、明確になつたのである。問題意識が明確になつてくると、さてどうにかその問題を解かざるを得なくなる。

それでも、今の私にはやはり、直系家族を解体して、二つの夫婦家族に分化させることが、父子契約の本質規定に関連しているとは思われない。もちろん、そういう場合も発生するだろうが、父子契約の機能とか意義とかの最も重要な部分がさうだという必要もなさそうに思われる。そして重点はむしろ「修正直系家族」を招来する点にあるのではないだろうか。も

つとも「修正直系家族」・「複合核家族」とは、最近、主として社会学者によつて使用されはじめた言葉だが、その内容は必ずしもはつきりしない。農家に即していえば、「同棟別室・同カマド」、ないしせいぜい「同敷地内の接続した別棟・別カマド」——親の一方の死亡、病氣、極度の老令化により再度同居に転化（志摩や知多の隠居制の如く）——で、サイフは、前者の場合、部分的相対的別サイフ（息子はその子供の教育費とか、個人的交際費、趣味的費用を、親は未婚の次三男の独立資金、個人的交際費、趣味的費用をそれぞれ保有）が主流で、後者の場合には、ある時期だけは、ほぼ完全な別サイフとなるであらう。いづれにしても、サラリーマン世帯の夫婦家族のようにはまざるまいということである。もつとも、ここまできると、綿谷氏との相違は、アクセントの置き方の差でしかないかも知れない。というのは、綿谷氏も、二つの夫婦家族間で「経営面でも生活面でも、広汎な共同が存続し」、その間は、「濃度の濃い共同体（ゲマインシャフト）関係の上に結ばれる契約関係」として現われると、いわれているからである。

ただ、私が、どちらかというところ直系家族の側にアクセントを置くのは、単に現状にひきずられているだけではない。それは、都市居住者においても、子と同居する老人は意外に多いとともに、完全な夫婦家族は、果して人間のすべての本源的要求を満足するや否やについて疑問があるからである。例えば、親子兩世代の経済的余力を考へても、親のピンチ期（六〇歳台後半以後）と子のピンチ期（中年期）とが、オーバーラップするが、両者が完全に夫婦家族として独立していると、このピンチを切り抜けるのに、ますます困難であるとか、或いは、若い母親の育児ノイローゼ、カギつ子等若い世代の側だけにいつてみても、相当の問題が残つている。⁽¹¹⁾また、志摩や知多に残る隠居制度が、家族協定が叫ばれてから、再び注目をあび、当事者もその慣行の維持に自信をもつてゐるが、これを夫婦家族制の変型とみるよりは、直系家族制の変型とみる方が適当ではなからうか。

私は、いままで、家族協定実行にともなう現行法律上のネックについて、いろいろ検討してきた。⁽¹²⁾それはそれとして意義

があるだろうが、家族協定を位置づける原点・座標軸を決めるためには、そもそも、農業と家族経営との関連の深さいかん、深い関連ありとしたとき、理想的な家族像は何かの探求が必要である。⁽¹³⁾ その際に、サラリーマン家族ないしは欧米家族が、いわゆる近代的なものとしてモデルになると、単純には考えられないであろう。

- (1) 森岡清美編「家族社会学」(昭和四二年一〇月)二〇頁以下参照。より専門的には、新しい段階設定の試みも提称されているが(森岡「家族変動に対応せる周期段階の設定」国際基督教大学社会科学ジャーナル6号「昭和四〇年」三一七頁以下)、ここでは、ひとまず伝統的区分に従った。
- (2) 宮崎「農家相続制度の進路」法学研究二八巻五号(昭和三〇年五月)―後に宮崎著「農業法人の研究」(昭和三六年八月)に収録・同書二三頁―二三七頁、宮崎著「農業生産法人と請負耕作」(昭和四一年二月)二八五頁等。
- (3) 中川善之助著「親族法(下)」(昭和三三年一二月)五八〇頁―五八二頁、五八四頁、五九一頁、六〇〇頁等参照。
- (4) 「家族協定(父子契約・親子契約)」の名の下に、具体的にはどのようなことがなされるか、については、市川敬三編著「家族協定農業―理論と実際」(昭和四二年二月)、農業法学会機関誌「農業法研究4―(父子契約特集号)」(昭和四三年五月)等参照。
- (5) 綿谷赴夫「い、えの解体と父子契約」農業法研究4(昭和四三年五月)六二頁以下。
- (6) 宮崎・前掲書二五九頁以下。
- (7) 稲子宣子「遺族給付と扶養法」日本福祉大学紀要7号(昭和三九年)参照。
- (8) 森岡編・前掲書一一七頁(那須宗一氏執筆)、湯沢雅彦「家族の変質と老親扶養の不変性」法律時報三九巻一三三号(昭和四二年一月)二二頁、森岡「周期論からみた現代家族の動態」前記法律時報二七頁。
- (9) 我妻東策著「嫁の天国―志摩の隠居農場制」(昭和四四年五月)
- (10) 愛知県農業会議編(吉野豊美、福田善一氏執筆)「愛知県知多町に残る農家隠居制度の実態に関する調査報告書」(非売品タイプ・プリン、昭和四三年九月)
- (11) 湯沢・前掲および内山政照「沸騰する農村社会」農業経済研究三九巻二号(昭和四二年九月)六〇頁等参照。
- (12) 全国農家労働力対策協議会(全国農業会議所)発表の「家族協定普及推進に関する制度上の改正要望事項」(昭和四二年三月)、「農業法研究」4六〇頁以下に収録)、および「家族協定農業普及推進に関する指導要領―そのうち第3制度上の留意事項の部分」(昭和四三年三月)参照。
- (13) 今泉孝太郎著「農民法研究」(昭和三三年九月)一三頁、五二頁―六一頁、今泉「家族共同体の概念構成」小池隆一博士還暦記念「比較法と私法の諸問題」(昭和三四年六月)二一九頁以下、金沢夏樹著「現代の農業経営」(昭和四二年三月)二五頁―三三頁、一六〇頁、二三五頁―

三 集团的生産組織

(一) 農業「経営」担当主体の意義

ここで、「経営」とは、農業の生産要素である土地、労働、資本、技術の結合を或る一定の方法をもつて行なう活動であるとする、それを担当する主体ないし組織体には、各種のものがある。すなわち、(イ)農家世帯、(ロ)農業生産法人(農地法二条七項)のほかに、(ハ)非法人の協業経営体とか、(ニ)いわゆる集团的生産組織⁽¹⁾ 例えば(a)集团的請負耕作体もしくは全面技術信託事業体、(b)受託事業体、(c)組合せ請負作業事業体もしくは部分技術信託事業体、(d)集団栽培組織などがある。もつとも、右の(イ)と(ロ)は、それが耕作事業の主体であり、また同時に経営の担当主体であることが、法的にも明白であるのに対して、(ハ)は耕作事業の主体であり、同時に経営担当主体であることが、社会・経済的には肯定されるが、法的には、耕作事業主体性が不充足である。また(ニ)は、耕作事業の主体性はなく、単なる経営担当主体であるにすぎない(もつとも、そのうちの(a)は、社会・経済的には事実上耕作事業主体と同様な機能を果たす)。更に(ニ)のうちの(b)(c)(d)は、耕作事業活動の全行程について、経営担当主体となるわけではなく、行程の若干の部分を組合せたものにつき、経営担当主体となるにすぎない。

(二) 集团的生産組織の位置づけ

このように経営担当の主体ないし組織体には、現実に各種のものがあることは、経営の単位・規模の拡大が要求されている一方、それが単純な公式的直線的な方法では、なかなか実現できないことを裏書しているといえる。もし、それがすべて(イ)の方式で可能なら、いわゆる「自立経営」(農基法一五条)が、すすくと育つことになり、(ロ)(ないし(ハ))の方法で可能なら、いわゆる「協業経営」が順調に発展することになる。しかし、現在日本の社会経済状態は、それを可能にするように

なっていないから、(二)の各種の組織がおのずから生成しているわけである。

このように、集団的生産組織(主として稲作ないし水田耕作についての)は、おびただしい兼業農家の滞留という形での農民層分解、兼業所得の低位・不安定、農家の兼業または出稼労働力を踏み台にしての経済高度成長、農地の「いえ」および「むら」による「領土的保有」とか、また一方において、法制および行政のそれらとの不整合、というようなすくなく特殊日本的な社会経済状態を基盤として、農民のポテンシャルエネルギーによつて、各地に自然発生的に生成したものであるから、その性格、形態、効果などについては、まことにバラエティに富む。したがつて、それを現行法制上または農政上からどう評価し、どう採り上げるかということが問題となるが、簡単にはカタがつかない問題となつている。ここでよく論議されることは、現行法制(農地法、農協法、食管法、社会保障法等)の解釈論上どう評価するかとか、自立経営なり協業経営なりの発展にどう作用するものかとか、集団的生産組織の育成方法いかん、などである。しかし集団的生産組織がすぐれて特殊日本の社会経済状態を基盤としている限り、それをめぐるいずれの論議も、結局のところ現代日本社会経済全体の中で、集団的生産組織を、性格上、機能上、いかに位置づけるか、に関連してくるわけである。

この位置づけ作業において標準となるものには、いろいろあるが、法学もしくは社会学的検討にとつて、重要なことは、集団的生産組織が、農民(兼業を含めて)の生活担保的機能にいかなる役割を果たすか、および集団的生産組織の発生、発展・転型と「いえ」や「むら」による農地の領土的保有との関連いかん、であろう。これらの問題は、委託者的性格を漸次濃厚にしてゆく兼業農家が、要求し、または取得する委託者取得分(実質上は概ね地代部分)がどういうメカニズムに従つて動くかと関連し、更にそれは農業技術体系の発展の見通しや地価動向と関連するが、この点⁽²⁾はここではカットしよう。

(三) 集団的生産組織の現代的、農民的意義

集団的生産組織が農民の生活担保的機能に果たす役割については、私は次のように考えている。農民といつても、専業す

なわち集团的生産組織のマネージャー、オペレーター層と、兼業すなわち委託者層とに分けて考えなければならぬのは当然である。そしてよくいわれることは、「集团的生産組織は、專業の犠牲において成り立つ、兼業育成だ」ということである。たしかに、マネージャー、オペレーターをつとめる專業層は、高度の技術を要求され、厳しい責任を期待されながら、その職能上の地位が不明確であり、所得も確保されていない。このことは、まことに重大であり何とかしなければならぬ。しかし、だからといって、現在の社会経済状態の下、「自立経営」とか、專業だけの協業経営に直接的に移行し得ない以上、とにかく、專業農民は、すくなくとも、当面のところは、マネージャー、オペレーターとして生きるより他に途はないであろう（稱作に関する限りは）。

一方兼業農家は、集团的生産組織によつて、みずからの労働力、機械力、経営担当能力の喪失にもかかわらず、農地を保有し、年々の追加的所得と、将来、いざというときの財産を保有できる。もつとも一つの理論としては、農業就業人口の減少は経済発展の当然のコースであり、兼業農家は速かに離農させるべきだという意見もある。しかし現在の経済高度成長が、一方において農家の兼業もしくは出稼労働力を、安価にもしくは必要なときだけ利用することを土台としている限り、早期完全離農促進論は現実性がすくない。このことを別の面からいえば、農家の労働力は「企業体社会」の従業員としての才能、適格から疎外されているということである。としたら彼等がこの激変の時代に生き抜く武器は農地保有である。「いえ」の領土的農地保有の意義もこのようなところにある、といえよう。⁽³⁾

かくて要するに私は、集团的生産組織の本質的規定を、国家独占資本主義段階における（先進的資本主義の初期段階のような農民層の直線的分解の困難な、経済高度成長の激流の中で、農民が、專業と兼業との対立を内に含みながらも、有無相通じて、懸命に財産を守り、生活を守っている営みである、と評価するのである。⁽⁴⁾

（四）集团的生産組織と「むら」

ところで、このような農民の、国家独占へ抵抗する営みを可能にしているものは何か。いろいろな条件があるが(例、機械化、化学化技術による省力、食糧制度による米価の安定)、法学ないし社会学の見地から重要なものは、「むら」(村落・部落)の結合ではなからうか。現実には、極めて多くの集団的生産組織が、「むら」を単位とし、ないしは基盤として行なわれている。逆にいつて、もし「むら」の結合がなかつたならば、農民層分解、省力技術の進歩という条件は、同じように存在したとしても、かくも速かに、「耕耘機、四つんばい」技術を超えた大規模技術や、経営管理規模の拡大が、実現したとは、思われず、それを採用し実現する集団的生産組織が発生したとは思われない。大型トラクターをはじめ、直播、共同防除、コンバイン、カントリー・エレベーター等のいわゆる超近代的機械・資材・施設・技術をかくも速かに、導入させたものは、古くからの「むら」なのである。

他人^{ヒト}から指図を受けることが大嫌いな農民、一国一城の主であつた農民が、幾世代もの思いがこめられており、それぞれ個性を持つ田畑の境界を、ブルドーザーで、跡かたもなくとりこわし、三〇アール(三反)区画の大規模圃場とし、トラクターで耕耘し、コンバインで刈り取り、収穫の米は、他人の田から取れたものと一緒にカントリー・エレベーターに入れてしまふ、というようにすることは、全くの大変革である。こうなるには、補助金で釣られたこともあるし、兼業化、労働力不足でどうにもやれないところまで追い詰められたということもある。「むら」ごとに、何十回となく会合を開いたり、場合によつては、「むら」人どうしのなぐり合いが起つたり、ブルドーザーの前に坐り込みがあつたりすることもある。

しかし、とにかく、最も保守的といわれる農民が、このような大変革をやつてのけるエネルギーは、農地は「いえ」の財産であり、それを整備、改良することは末代まで役に立つという考えや、「むら」のことだから無報酬のようなことでも、集団的生産組織のマネージャーやオペレーターをやりましようという気持、「むら」人相互間の損得は一代限りのことではなく、次の世代まで通じて考えるという、超世代的考え、といつたような「いえ」や「むら」から出たものなのである。⁽⁵⁾ 仮

に、そうと断言できないでも、或いはそれだけと断定できないでも、それが原因の一部であることだけは確かである。とにかく、「むら」は集団的生産組織の発展に関して、促進的な役割を果たしたといえよう。

ところが、次にこういうことが起つてきた。それは、このようにして、大型技術、集団的技術や経営管理の規模拡大を速かに、ともかくにも実現する原動力であつた、「いえ」や「むら」が次には集団的生産組織のより高度の発展の足を引つぱつていたのである。すくなくとも、そのように見えたり思われたりしている。その徴候は、いろいろな点に現われている。例えば、まずマネージャー、オペレーターの無報酬ないし低賃金がある、しかも、一方、委託者層・兼業農家は、兼業労賃の低位・不安定性が背後からプッシュしていることもあるが、地代部分（配当）の多からんことを多数の力で組織体メンバーの「総意」という形式で主張する。このことが、マネージャーやオペレーターに嫌気をおこさせている。もつとも、これは、経済的報酬だけでもないらしい。集団的生産組織のマネージャーの仕事は、一面経営管理者であるが、他面同時に「むら」のまとめ役であり、この精神的苦勞・全人格的働らきは、単に経済的報酬だけで完全に報われるものでもないようである。それでもとにかく、彼等に、集団的生産組織（目的・機能集団）の経営管理者と新しい「むら」のまとめ役としての地位にふさわしい、報酬と職能的地位と尊敬が払われなければ、これ以上の発展は止まらざるを得ない。

ところが、この報酬と地位と尊敬を導き出すのに、ブレイキとなり、一方委託者層・兼業農家の地代部分配分要求を支援しているものがどうも「むら」（の意識）であろう、といわれている。たしかにそういうことも一応いえそうである。例えば、集団的生産組織のマネージャーを有給とすれば、部落会、婦人会や青年会の役員も有給としなければならないとか、多数の委託者・兼業農家の要求が、メンバーの「総意」の形をとつて、マネージャー、オペレーターを抑圧することの裏には、一戸一票・いえ平等的「むら」民主主義が働いているらしいこと、などはまさにそういえそうである。こういう意味で、「土地に結びついた共同無償労働組織」としての「むら」は、集団的生産組織がより高度の目的・機能集団として発展

・転型することを、妨げる要因となつてゐる、といえそうである。⁽⁶⁾そして「むら」のこのような性格が変化してゆくための自己運動法則と条件とが検討されつつある。ただ、マネージャー、オペレーターの無報酬・低賃金については、「むら」に内在する性格だけではなくて外からの条件にも十分に注目しなければならぬであろう。そうすると一番の問題は、兼業農家の兼業所得がマネージャーやオペレーターの適正報酬をおり込んだ額の委託料支払に充分たえられるかどうかである。ここまでゆくと、ことは日本の経済社会構造全般の問題となる。

ところが、ごく最近、とにかく現在のところは、「むら」を単位ないし基盤として成立しているこの集团的生産組織に、日本の経済、社会構造全般の側から強力な嵐が、いままさに吹きつけられようとしている。それは、米価問題ないし食管法改正問題である。いままでの「むら」の結合の基盤に稲作があり、「むら」の全生活慣行が稲作に合わせてできており、兼業農家はもとより非農家までもその慣行を尊重せざるを得なかつた)、専業農家と兼業農家の対立といつても、兼業農家もとにかく稲作を行なう(その熱意には差があるが)ことから絶対的なものには進まなかつたといえよう。⁽⁷⁾

ところが、もし国家の強力な政策・国民経済的要求として、米価の停滞もしくは下落、または政府買入制限、稲作転換ないし不作付奨励補助金等が実行され、稲作を全く行なわない兼業農家もしててくると、稲作を基盤としていた「むら」のまとまりは相当に弱体化するのではないだろうか。そうなつても、その「むら」に、なお、稲作を専業的に行なう農民が一方において存続するであろうから、その農民と稲作放棄の兼業農民との関係はどうなるのであろうか。こういう政策の立案者の側では、稲作放棄の兼業農家の保有地が、専業農家によつて牧草栽培や園芸に利用されることを望んでゐるのであろうが、それは単に米についての、プライス・メカニズムによるプレッシュアールだけでは不可能であり、農地制度、酪農や園芸についての経済組織とプライス・メカニズム等についての条件が整備されなければならないであろう。とにかくいまや、基本的には、稲作弱体化の下における「むら」(村落・部落)の人間関係、土地保有関係の変化から検討してかからなければならない

らなくなつてゐるように思われる。

- (1) 近藤康男編「米作―新しい波（日本農業年報XVI）」（昭和四二年九月）、稲作生産組織研究会「稲作生産組織に関する調査報告」（昭和四三年一月）、農林省農政局「稲作生産組織調査報告書I II」（昭和四二年二月）、宮崎「集団的生産組織の実態と意義」法律時報四〇巻六号（昭和四三年五月）二五頁以下、宮崎著「農業生産法人と請負耕作」（昭和四一年二月）一頁―一五三頁、等参照。
- (2) 小池基之「日本農業―近代化」に関する若干の考察、斎藤晴造・菅野俊作編「資本主義の農業問題」（昭和四二年七月）六五頁以下、特に八六頁―八九頁、近藤康男編「土地問題―農政の焦点（日本農業年報XV）」（昭和四一年一月）、特に阪本楠彦、笛木昭、河相一成、磯辺俊彦の諸氏の論稿、加藤俊次郎「請負耕作の現状と規模拡大」、農業および園芸四三巻五号（昭和四三年五月）、白川清「大機械・請負耕作と地代法則」農業総合研究二巻三号（昭和四二年七月）等参照。
- (3) 川口諦「最近における農家の動静と農業構造改善事業に対する反応」村落社会研究会研究通信六三号（昭和四三年八月）二頁以下参照。
- (4) 註(2)引用の近藤編「土地問題」所収の阪本論文一八頁―一九頁、守田志郎著「村落組織と農協」（昭和四二年二月）二八頁―四〇頁、等参照。
- (5) 石黒重明・川口諦・内山政照「東海都市近郊の村落構造」農業構造問題研究二三号（昭和四三年二月）二〇頁―六一頁参照。
- (6) 細谷昂「水稻集団栽培と『部落』――山形県庄内地方の一事例」村落社会研究会編「村落社会研究第4集」（昭和四三年一〇月）一五五頁―二七頁参照。
- (7) 余田博通・松原治郎編「農村社会学」（昭和四三年七月）一八九頁―一九〇頁（川本彰氏執筆）参照。

四 協業経営（協同経営）

(一) 協業経営の類型と問題点

協業経営（協同経営）といつても、各種のものがある。例えば、協業経営体を構成する農家が、専業農家だけのもの（専業型）と、専業と兼業とが組合わさつたもの（請負型）との区別があるし、また主として、専業農家だけのものについて、更に農業経営学的にみて、「小農範疇の拡大版・均等型共同」、「会社企業型」、「同志・同族型ないし二戸共同型」および「完全平等型」等の分類がなされている。⁽¹⁾

いずれのタイプのものにも問題は山積しているが、專業兼業パートナーの請負型について、すぐれて特徴的なものは、集団生産組織の前述の問題と共通なものが多いから、ここでは省略しよう。⁽²⁾ 專業型について特有な問題および專業型と請負型とに共通する問題も極めて多いが、なかでも基本的なものとして、(イ)協業経営体と構成員の「いえ」との関係、(ロ)協業経営体における労働の本質的性格、(ハ)協業経営体における経営機能ないし経営担当者⁽³⁾の位置づけ、(ニ)土地、労働、資本、技術、経営の五範疇の、協業経営体の内部での相互関係、(ホ)人間、そのものの在り方と協業経営体との関係、などがある。右のことは、相互に関連するが、(イ)と(ロ)については、ごく最近、別に若干の私見を表明する機会があつたので、⁽³⁾ここでは省略して、(ハ)と(ホ)の問題について若干ふれることにする。

(二) 土地、労働、資本、技術、経営の五範疇の分化

技術体系の高度化、経営単位の拡大、生産部門からアグリビジネス方向への志向の発展などにより、経営機能の独自性・経営担当者の地位の明確化、ならびに技術者の労働者もしくは経営者よりの分化、が発展することは、当然の情勢である。⁽⁴⁾ そしてそれとともに、経営および技術と土地、労働、資本の三範疇との関係および三範疇相互間の関係も分化の傾向を強めるのではなからうか。⁽⁵⁾ もつとも、最初はそれらの担い手自体の人的分化には及ばないであろうが(特に土地と労働とは)、それでも要素所得分配の計算上ないしその帰属資格の法的判定上は分化するであろう。そして協業経営構成メンバーの世代交代を経ることによつて、社会的、経済的環境があまり変らないと仮定するとしても、この分化の傾向はより進むであろう。この分化傾向について重要な問題は、分化傾向の主流は協業経営構成メンバー内部における現象にとどまるのか、それともメンバーの内外にまたがつて分化するのかわである(また五範疇のどれとどれに、どちらの傾向が強いのか)。

現在までの一般的状況では、資本は、農業部門内部では自己資本に乏しく外部資本にたよることが多いから、それに対する要素所得分配たる利子はメンバーの外に流出し、他の四範疇と明瞭な対抗関係に立つ。ただしその外部資本の性格は、全

くの私的営利資本はすくなく、公的（国、県、市町村）もしくは中間的（農林金融公庫、農林中金）なものが相当に多い。これに対して、土地、労働、技術、経営の四範疇は、当初は人的には協業経営のメンバー内で担われるのが一般的とみてよからう。技術についてみると、技術の開発と技術が土地等の対象に働きかけるに必要な機械・資材類の生産はメンバーの外の研究機関や企業体で担当されることが極めて多いが、しかしそのような一般的な技術体系と機械・資材を、各協業経営体の具体的状況に即して、個別化して適応する技術は、各協業経営のメンバー内において開発されるわけだし、仮にそれがぎわだつていない場合でも、各協業経営内で働く技術者は、まずメンバーの内部に求められるであろう。

土地と労働の両者も、当初は、ともに各協業経営体構成メンバーの内部に求められることが、かなり多いであろうが、しかし、そうでない場合も相当多く、また各協業経営体発展の比較的初期に外部から求められるようになる傾向が強いとはいえないだろうか。すなわち、労働については、季節的、臨時的に必要な労働は、当初から外部の者を雇傭契約により導入したりするが、規模拡大にともなつて、当初のメンバーの殆ど全員が経営者ないし技術者となり労働者プロパーは常勤的に外部からの被雇傭者となることも、めずらしくない（いわゆる「会社企業型」への転型⁽⁶⁾）。

土地についても、当初からまたは規模拡大にともなつて、外部から調達される場合が多い（未利用地の取得等）。そして労働の場合も土地の場合も、その提供者は、その協業経営体の構成員（法的意味での）とはならないのが一般的であるといえよう。ただ土地については、調達、提供の方式に賃借、譲渡（売買）とあるが（経営管理委託も、経済的には含めてもよいが、ここでは協業経営体を論じているから、法的には除いておく）、賃借よりも譲渡（売買）が主流であるとみられるから（実は、そのことの原因が問題だが）、結果的には、その協業経営体構成員の所有（支配）に服することになることが多い。

ここで土地、労働、資本、技術、経営の五範疇分化の全般的な様相を一応取上げたことには、(a)協業経営の類型ないし転型、ならびにそれを前提とする組織論、の準備段階としての意味と、(b)前述の(4)人間、そのものの在り方と協業経営体との関

係に関連がありそうに思われたからである。

五範疇の分化傾向、なかでも経営と労働が構成員の内外に分化し、加えて構成員の出資もしくは貸付（協業経営体の内部資本もしくは、それに準ずるもの）が高まれば、経営（非資本）と労働との間に対抗関係が強まるという見方をするのが自然の勢いであろう。そうとすれば、協業経営は、まず「会社企業型」に転化することが考えられる。

(一) 五範疇分化と、「会社企業型」協業経営

「会社企業型」では、一応一般「企業体社会」⁽⁷⁾の原理、組織、運営方法が採用されるであろうが、全くそれだけで割り切れるのかどうかは、なお疑問である。例えば、(i)有機的生産における労働については、本質的には、カネで買われた労働と規定できる場合においても、なおカネ（賃金）の餌で釣り、鉄の職場規律で締め上げるだけで、果して生産性が向上するかどうか、(ii)すくなくとも、経営者（非出資者）相互間だけは、なお若干ゲームインシャフトリックな共存共栄・平等原則が残存し、⁽⁹⁾完全には「競争原理」が支配しないのではないかということが疑問となつてゐる。

また通常は、「会社企業型」と分類されるところの、石井養鶏農協（徳島県）の組合長竹内繁喜氏が人、仕事、組織の三者間の規制関係にふれ、「役所では、組織↓仕事↓人であり、企業会社では、仕事↓人↓組織であるが、協業経営では、人↓仕事↓組織である」と言われ、また「企業会社では、仕事・能率主義で、割切つて人を切れるが、協業では、人を生かす組織が必要であり、そのための組織・ルールを自分自身でたえず創つて行くことが重要である」と言われていること⁽¹⁰⁾（なお同組合では自己資本充実策をも兼ねて、いわゆる従業員持株制を採用している）は何を意味するものであろうか。

これらのことは、資本主義的企業化の単なる階梯の問題だけのことだ、といつて済まされるものなのか、済まされないものなのであろうか。もし単に資本主義的企業化の階梯にすぎないとすれば、その組織論（組織法）、運営論（行為法）の基本路線は株式会社化、従属労働化と考えてよいことにならうが、もしそう割り切れないとしたり、組織論（組織法）、運営論

(行為法) も別のものとなろう。

また、土地、労働、資本、技術、経営の五範疇分化傾向は、人間そのものの在り方と協業経営体との関係いかん、の問題に關連する。例えば、もし協業経営体も「会社企業型」へ転型するのが原則的發展過程であり、しかも「会社企業型」の社会的、経済的位置づけが若干の特殊性を持つとはいつても、本質的に資本主義的企業化の階梯にあると断定しようと仮定するならば、そこでの人間そのものの在り方も、「企業体社会・企業体国家」・近代資本主義社会一般と同様に、(i)無限の所得を追求して(所得追求自己目的)、(ii)競争ないし闘争をくり返し(競争原理ないし闘争原理)、(iii)強者による弱者の権力的支配(数の力による支配を含む)、を当然のこと、ないしはやむを得ないこととして肯定したものとなるであろう。

(三) 五範疇の分化と、「完全平等型」協業経営

ところが、協業経営の分類に際して、「完全平等型」といわれるものが、少数ながら現実に存在する⁽¹¹⁾。新利根協同農場(非法人、現在法人化準備中、茨城県)や有限会社黎明農場(北海道)などによつて代表されるものである。これらの中でも、バラエティに富むが、新利根協同農場の実態ならびに同組合長上野満氏の著作⁽¹²⁾を通じて、私なりに「完全平等型」の基本的人間観ないし組織運営原理を、「企業体社会・企業体国家」のそれと対比させる型で抽出してみると、次のようになる。すなわち、(i)自己目的な無限の所得追求を否定し、所得追求は人間らしい生活に必要な範囲にとどめるとともに、最終の目的を文化価値の創造、人格的自己完成・社会完成とし、(ii)競争原理ないし闘争原理を否定して、「分担による協力」原理を認め、(iii)権力的支配に代つて、教育・研修・話し合いによつて、形成される合意に服するものである⁽¹³⁾。なお、誤解があるといけないから、附言すれば、このことは、低い生産性に甘んずることでは絶対にない。また或る協業経営だけが外部社会から孤立してほそぼそと存続しようということでも決してなく、アグリビジネスの連関に、太く、がっちりとして、しかも平等の立場でつながろうとするものである。都市的生活様式に、ただかたくなに背を向けるのではなく、それを正面から検討した上で、

積極的にそれを克服・止揚しようというのである。⁽¹⁴⁾

このように「完全平等型」の目指すところは、まさに人類の夢の実現であり、近代の人間疎外の克服であり、「近代」を超越するものの創造である。ただ問題は、それに至る現実的プロセスにおいて、具体的にいかなる障害があるかである。そこで一つ検討を要することは、土地、労働、資本、技術、経営の五範疇の機能上および担い手の人的な分化との関係ではなからうか。この分化が、その協業経営体の構成メンバーの内部でのことであれば、前述の原理によつて、問題は生じないであらう。例えば、新利根協同農場では、「必要なものは全て平等の価値をもつ」として、経営担当者も、技術者も、労働者も、原則として平等の分配をうけ、またかように平等な分配をうけるからこそ、「個人の利益と、全体の利益はいつも一致」し、「人のあたたかい感謝の心の真実」・「精神的賞罰」によつて、各人それぞれ、最高の努力をすることになる、とされている。⁽¹⁵⁾

ただ同農場では、土地提供および出資については、これまでのところ現実に平等であるので、地代部分および利子は、利潤または経営者・技術者・労働者に対する報酬に組み込まれて、平等に配分されているものと推察される。この構成員間での土地提供および出資の平等ということが、「完全平等型」の前述の原理を成り立たせる絶対的前提なのか、それとも相対的な前提にすぎないのか、この辺が大きな問題であらう。土地提供および出資につき構成員間に差があつても、五範疇が機能上分化しつゝ、しかも構成員（の世帯）単位の終極的配分の平等が実現できれば（したがつて五範疇の担い手の人的分化は潜在化する）、すなわち、協業経営体単位では、地代部分および利子が計算（分配）されても、構成員（の世帯）単位では、提供土地や出資の大小によつて、終局的に差がでないように、つまり、経営管理能力・技術・知的能力・労働力についての実際の個人差を構成員別の配分上は無視すると同様に、提供した土地、資金の差も構成員別配分上は無視することができる。なお前述の「完全平等型」原理の実現も可能なのではないだろうか。

各人の人格と密接に結合した能力についてさえ、分配上無差別なら、人格と切り離し得る物的能力については、なおさら

分配上無差別でもよいようにも思えるし、反対に人格と結合している能力だからこそ無差別なので、人格と切り離し得る能力なら差別が当然だという考え方も成り立つてであろう。この辺で、ことは土地、カネの所有の本質（同じ費用で技術を習得するのと土地を買うこととの本質的差）、経営管理能力、技術、知的能力、労働力のような持ち主の人格と結合した能力の提供の本質、（協業経営体にとつて）客体としての人間と主体としての人間との関係、等の極めて本質的な問題になつてしまつて容易に結論は出ないが、これらを考えずして、技術的な組織論、運営論を先行させても安心ができないのである。

またもし、土地、労働、資本、技術、経営の五範疇、なかでも土地、労働、資本について、協業経営の構成員の内と外にまたがつて分化がおければ、それは当然に担い手の人的分化を顕在化することになるし、前述の「完全平等型」原則が、その協業経営体運営の全般にわたつて妥当することは、極めて困難になるのではなからうか。このことを延長して考えれば、「企業体社会・企業体国家」の、「所得追求自己目的、競争・闘争原理、権力的支配（多数の支配を含む）」原則に、とりまかれていたまつただ中において、「完全平等型協業経営」が、いかにしたら、自己を守り、更に積極的に前述の自己の原則を外部の「企業体社会・企業体国家」に向けて放射させて行くことができるか、の問題となる。そうなることは、現在の「企業体社会・企業体国家」の体制内において、「企業体社会・企業体国家」の原則を克服しようという運動が、果して生成、発展し得るかどうか、と関連を持つことになる。前述の「完全平等型」原則を、受入れ更に発展させるための同志は、「企業体社会・企業体国家」の内部では、いかに、いかにしたら生成するのであるか。

- (1) 吉田六順「共同経営の転型理論」農林漁業金融公庫編「長期金融」一六号（昭和四二年二月）一〇頁以下。なおここでは、協業経営法人化の際の形式的な法的型体の相違によつて分類しているわけではない。したがつて、法的型体は有限会社であつても「完全平等型」となる場合もあるし、また法的型体は農業協同組合もしくは農事組合法人（農協法七二条の三以下）であつても「会社企業型」に分類される場合もある。
- (2) なお宮崎「請負型協業の組織と原理」協業経営研究会昭和四一年度報告書（非売品、昭和四二年三月）三九頁以下参照。
- (3) 宮崎「農業の協業化、法人化における『いえ』と『むら』」農業および園芸四三巻一―号（昭和四三年一月）三頁以下。

(4) 月川雄次郎「農業における経営職能の分化」農業と経済三四卷八号(昭和四三年八月)四六頁以下、金沢夏樹著「現代の農業経営」(昭和四二年三月)一七頁―二四頁、五九頁―六九頁、一四〇頁―一五七頁等、上野満著「農業協同化論」(昭和三九年二月)四六頁―五四頁等参照。

なお、技術それ自体は通常独立した生産要素とはみなされていないで、労働者もしくは経営者の能力・属性の一部として取扱われるか、または資本の一種として取扱われているかであろうが(特許権等については)、ここでは、いまだ充分理論的に検討しつくしているわけではないが、技術(知能的産出物)それ自体を独立したファクターとしておくことにする。

(5) 吉田・前掲二五頁等参照。

(6) 吉田・前掲二七頁―三〇頁参照。

(7) 「企業体社会・企業体国家」およびそれに対置される「習俗社会」の概念については、本稿でも(註)で若干の説明があるが、詳しくは、東畑精一・神谷慶治編「現代日本の農業と農民」(昭和三九年二月)六二頁―八〇頁、一〇二頁―一〇七頁、三一頁―三二頁、四一六頁―四二四頁、五三四頁―五三七頁等参照。

(8) 例えば「会社企業型」の雄、一万頭養豚・養畜部門中心の「垂直的統合」の先駆者たる曾我の屋養豚株式会社社長曾我達夫氏は、「企業的運営を行うための原則は養豚業でも、鉄鋼業でも、同じであり、その経営管理の原則を、忠実に実行することだけが、企業的運営の要点……」
と言われている(曾我達夫「私達の経営管理」協業経営研究会編「農業法人・協業経営」(昭和四〇年九月)六一頁)。

(9) 綿谷魁夫「共同経営の転型理論と実践理論」長期金融二〇号(昭和四三年三月)一一頁参照。

(10) 昭和四二年二月―三日の協業経営研究会における、同氏の講演についての私のメモによるものであり、或いは同氏の意見をそのまま正確に表現していないかもしれない。

(11) 吉田・前掲三〇頁―三九頁参照。

(12) 上野満著「農業協同化論」(昭和三九年二月)

(13) 上野・前掲書一九頁―二三頁、四一頁―五四頁、五九頁―六〇頁、一一二頁―一二四頁、一二六頁、一二八頁、一三二頁等参照。

(14) 上野・前掲書一〇五頁―一〇八頁参照。

(15) 上野・前掲書五六頁―五八頁。

五 農地制度と国土の計画的利用

(一) 農地制度

農地制度に関しては、私は最近の別の論文⁽¹⁾において、現代の農地制度の目的は、(i)農用地の効率的利用、(ii)新しい生産力(技術体系)との対応、すなわち、「経営」規模の拡大、(iii)農民の人間の解放、の三つを、(iv)現在の社会経済的基盤の上に実現することであると、論じておいた。

このような見地からやや具体的な農地制度上の一大ポイントを挙げれば、要するに、特殊日本の社会経済状態を背景とした農民層分解下において、零細地片についての単独所有権の残存にもかかわらず、「経営」(三、(一)で前述した意味での)単位の拡大を可能にすることであろう。その法的考え方としては、適正経営単位に組み込まれる多数の零細地片単独所有者が、各自所有する零細地片の使用、収益、処分の自由を自主的に制限して、適正経営単位が維持されるように取り決めることである。それは、あたかも、建物区分所有者相互間に共同目的による団体的結合がある場合における、専有部分の使用、収益、処分に関する強固な拘束のための「規約」が存在する関係(建物区分所有法、五条、二三条等)、ないしは零細地片を出資して、共同事業のために組合契約(民法六六七条)が締結された場合とはほぼ同様な結果となる関係、に類似するといえよう。そこでこのための法律技術的処理の参考としては、多数の個別的所有権を認めることと、それが成立している客体(商業店舗ビル、中高層分譲アパート)それ自体の特殊性ないしは多数の個別所有者が共同目的のために或る種の団体的結合を必要とする⁽²⁾こと、との調整をはかっているところの、「建物区分所有法」の構成および理論がかなり役に立つのではなからうか。農地の使用、収益、処分についての自主拘束の場合も、建物区分所有法の場合も一言で言えば、ともに私的所有の規模と、技術体系発展とのギャップを埋めようとする努力であろう。

ただここで、両者に重要な相違点のあることも忘れてはならない。それは、建物区分所有の場合には、区分所有権の対象ないしは区分所有権を持つことの現実的な社会的経済的意義が、すべての区分所有者にとつて、概ね同一なのに対して、一つの経営管理単位に包括される零細農地片の所有者たちにとつては、とにかくいまは、その所有権を確保しておきたいという目的だけは共通しているもの、もうすこし、具体的、現実的にみて行くと、或る者は、農業での就業の機会を得ることを第一とし、或る者は、年々の地代部分の取得を第一とし、また或る者は、地価上昇による利益の将来の獲得を第一とする、といったように、いわば、同床異夢的な状況になつてきていることである。しかし、工夫のしかたにかんよつては、このような零細農地片所有の目的についての分裂的狀況を逆手にとつて、有無相通じた結合關係を創造することも考えうる。³⁾ 現に不完全なもしくは過渡的な現象であるかもしれないが、農民の自主的創造性によつて、そういう方向へ動き出ししているのである。したがつて、國、法律または法学者もこういう動きを保障し助成する行動をとるべきである。

もつとも、単に法的骨組だけを整えても、それだけでは、まことに不十分である。個別単独所有権の対象たる零細地片を、拡大された「経営」の単位に組み込むことの必要性・妥当性を、多数の所有者たちがどこまで認識するかが重大な問題である。こういう意味でも、三、(四)で前述したような、「むら」(村落・部落)の一体性ならびにその背景をなしている稲作のウェイトの変化、についての検討は重要である。とにかく、いづれにしても、現在の社会、経済、技術の狀態の下においては、零細地片の単独所有が維持されるためには、より大きな経営単位に組み込まれ、お互に拘束を甘受することが必要であり、単独所有とこの拘束とは、「相反し、相成る」という關係にあるものといえよう。

ところでもし、このような零細地片の単独所有者たちによる相互拘束の合意が確実に実行されるとすれば、「むら」単位というような小地域ながら、一種の国土の計画的利用が自主的に行なわれていることになるであろう。しかし国土の計画的利用の問題は、もつと大きな地域ならびにナショナル・レベルでも検討されなければならないのは当然である。

(一) 土地対策の三つの立脚点

いわゆる土地対策が盛んに叫ばれているが、それにはどうも、相異なる三つの立脚点があるように思われる。第一は、資本ないし企業の立場である。それは、みずから経済高度成長の担い手として、土地需要造出の原動力を形成するとともに、他面では、自らのために必要な工場敷地等をはじめ、従業員住宅用地、道路鉄道等のいわゆる「社会資本」建設の敷地獲得の負担を軽減しようとして、土地対策・地価対策を提案している。第二は、労働者の立場である。労働者は、みずからは土地需要造出の原動力とはなり得ない点で、資本ないし企業とは異なるが、資本ないし企業の立場を所与の前提とし、とにかく都市的土地利用の促進を要求する点で、いづれも、「企業体社会・企業体国家」の側に立つものといえよう。

第三は農業ないし農民の立場である。もつとも農民層分解の反映として、農民の立場自体が分裂している。すなわち、一方において、あくまでも「企業体社会・企業体国家」に土地を取り上げられまいとするもの（專業農民）がいるとともに、他方においては、「企業体社会・企業体国家」の中へ土地供給者という資格で（積極的に）入ろうとするものがあるわけである。そこで、この後者を広い意味で、「企業体社会・企業体国家」の側に立つ者に含めるとすると、結局、專業的農民の立場と、「企業体社会・企業体国家」の立場とに二分されることになる。そして、このどちらの側にも、おしなべて「現状のままではどうにもしようがないから、何とかしなければならぬ」という要求ないし不満感、焦燥感のあることだけは、共通している。しかし問題はその内容ないし背景の差にあるのである。

(二) 立脚点の相違と土地利用計画

「企業体社会・企業体国家」、なかでも資本ないし企業にとつては、昭和三〇年代後半以後における重化学工業の発展によつて国内の資源的制約から解放され（電源の水力から重油への転換、エネルギー源としての石炭の地位喪失、ひたすら資本効率の向上を図ることになった。したがつて、農業だけではなく、およそ国内資源そのものに対する価値感が低下し、国土そのもの

のも、工場やいわゆる社会資本建設の単なる「敷地」としてしか意識されなくなつてきた。⁽⁴⁾ また、かような敷地およびそれに附随する住宅用地の需要増大現象それ自身が、一つの企業活動（投資）の場を提供する傾向が顕著になりつつある。⁽⁵⁾

そこで、資本ないし企業の、「敷地」ないし企業活動（投資）の場獲得の食欲は、まず近郊の農地ないし長期保有地に注がれるのは当然である。その証拠をいくつか挙げてみると、次のようなものがある。例えば、(i)日本土地住宅問題研究所（後に土地住宅総合調査会に改組）は、早くも昭和三九年一月一六日、大手不動産会社および建設省の中堅幹部によつて、「住宅はなぜ建たないか？」を農地転用制度の点より検討する研究会」を開催し、農林省農地課係官を招いて討議を行なつたが、その際、まことに執拗に、同研究所意見として農地転用の自由化を要望している。⁽⁶⁾ (ii)税制調査会は、昭和四三年七月二六日「土地税制のあり方についての答申」を決定したが（三四名の委員中、広義の農業界代表は、東畑精一、小倉武一の両氏のみ）、その中では、土地供給の中心をなすものは、主として大都市周辺を中心とする、農地に代表される個人の長期保有地であり、その早期供給が促進される必要があるとして、それをプッシュするための税制改正などが提案ないし検討されている。(iii)建設大臣の諮問機関である土地問題懇談会は、昭和四三年五月二七日「土地対策についての提言」を行なつたが、その中で「遊休的土地保有の抑制」が主張され、また委員（委員二〇人中農業界代表は一名もいない）の個人的発言として、農地転用の円滑化、空閑地税の創設、固定資産税の増徴が主張される反面、工場の地方分散に当たつては固定資産税の軽減が主張されている。

しかし、都市の無秩序な拡散は、都市自体の観点からも問題とされ、また農業地帯の保全がようやくにして、農業側から叫ばれるようになった。そこで、いわば節制を守つた都市の拡大と「農業の領土宣言」を目指して、新「都市計画法」の制定（旧「都市計画法」〔大正八年法律三六号〕の廃止、および「農業振興地域整備法」とが採り上げられることになつた。そして、新「都市計画法」の制定は、同法によれば「市街化区域」（同法七条、二三条一項）内にある農地の転用には許可が不要

となる（あらかじめの届出で可）こと（同法附則第四項による農地法の四条、五条等の改正）に対して、全国農業会議所等の農業団体が強力に反対運動を展開したにもかかわらず、国会を通過し、既に、昭和四三年六月一日、法律第一〇〇号として、公布され（施行は昭和四四年六月頃の手定）ているが、「農業振興地域整備法」は、いまだに成立していない（⁸）（継統審議）。この都市計画法と農業振興地域整備法案の内容について、検討を加えることは、ここでは控えておく。

ところで、このように都市の拡散に一定の節制・秩序を与え、資本（企業）ないし労働者の農地転用要求に枠をはめ、いわゆる都市と農業との「領土協定」を行なうことに、どれだけの理念的妥当性と事実的実効性を見出すことができるであろうか。理念的妥当性については、一般論としてこれを疑うことはなからうが、やや具体的に、例えば都市計画区域ないし市街化区域の中で、どれだけの農地ないしは緑地を確保すべきかとか、全国的ないし或る地域の中でどれだけの農業振興地域を確保すべきか、というようなことになる、都市計画区域ないし市街化区域内における農地もしくは緑地の、産業上（産業としての農業の点からの）および（都市的）生活上の位置づけとか、農産物別自給度とか、更にその基礎としての国内農業生産性と工業製品の輸出可能限度（この反面が農産物、特に食糧の輸入可能限度）の見通し、および、民族的生存ないし文化価値の見地からの国内農業の位置づけ、などが必要となる。

これらの問題は、ひとまず置くとして、次に、しからば、資本（企業）ないし労働者の農地転用要求に枠をはめることに、どれだけの実効性を期待してよいであろうか。国家独占資本主義段階において、独占資本の農地を目がけての攻勢に枠をはめる法律を、現実には守らせる力をもつものは誰なのであるか。この点では、「独占禁止法」の実効性・骨抜きの問題とかなり類似したものがあるようにも思われる。それは資本主義は一方において独占体を形成するとともに、他方においてある程度の自由競争の余地を残すことも、また資本主義のバイタリティーを保持するために必須のことであるとすれば、ここに独禁法の実効性の根拠ないし骨抜きの限界があるようにも思われる。ところで、独占資本が農地を目が

けて攻撃することについて、このように資本主義経済に内在的なセルフ・コントロールが期待できるものなのであるか。とにかく考察は、国家独占資本主義段階における、法と経済、政治、行政、社会、思想等についての総合的検討からなされなければならない。

いずれにしても、もし、理念的妥当性とともな事実的実効性をともなわない、国土利用計画では、「正直者がバカをみる」だけであろう。

(四) 土地対策、土地制度と税制

(三)で前述した通り、土地供給の増加、すなわち、近郊農地の宅地転用の促進のために、税制調査会の「答申」および土地問題懇談会の「提言」では、税制の改正を提案している。このように、農地転用・宅地への流動化を、税制面からプッシュすることについては、いろいろと考えさせられるものがある。プッシュの効率やそのための法律、行政については、ここでは、ふれずにおく。このような効率論、技術論の前提とも考えられ、また効率論、技術論を超えたところに存在するとも考えられる問題が重要である。ここで考えられている土地の流動化は、要するに、農地↓工場敷地・道路・鉄道等のいわゆる「社会資本」の敷地・宅地へ、であり、また農民↓資本(企業)・国県市町村またはその別動隊たる法人・労働者へ、である。そして、これを性質的に要約すれば、「習俗社会」から「企業体社会・企業体国家」への流動化である。そのことの是非については、いろいろな観点から様々な評価が可能であろう。

それはそれとして、このことに関連して、(i)税制(ないし財政)と民事法上の原理・制度との関連、(ii)「企業体社会・企業体国家」の土地所有欲の旺盛さと、資本主義の土地所有原理との関連、について歴史的、原理的に研究すべきものがあるように思われる。税制(ないし財政)と民事法上の原理および制度との関連は、現在までの民事法学(実定法解釈学)においては、あまり関心をひかなかつたことではないだろうか。しかし、既に明治初期ないし中期における、資本の原始的蓄積および地

主制の発展には、地租改正と、(秩禄処分、紙幣整理の財政政策と) 明治民法による地主的土地所有権の確立(所有権の絶対と債権としての賃借権)、とが、現実的にも思想ないし原理的にも、一連の深い結びつきがあつたことを想起しなければならぬ。⁽¹⁰⁾そこで今日いわれているところの、土地流動化の税制面からのプッシュは、国家ないしは資本(企業)の側からの「土地に関する公共優先の原則」の高潮(例えば、前述の土地問題懇談会の「提言」と相俟つて、かつての地租改正・地主的所有権の確立、にも比すべき何か重大な社会経済的変動を惹き起こす胎動のような気がするといつたら、果して、ノイローゼ的杞憂であらうか。⁽¹¹⁾

「企業体社会・企業体国家」の土地所有欲の旺盛さについては、資本主義法における土地所有と土地利益との関係についての典型ないし原則についての疑問を投げかけているとみることはできないであらうか。資本主義社会における、土地所有権と土地利益権との関係は、所有権が利益権に從属する——企業は土地所有のための資本投下を節約して利益権を確保する——極端に言えば、資本にとつては土地所有は盲腸的存在と化する、というように説かれることが多いのではあるまいか。⁽¹²⁾しかし、日本における現実(は、必ずしもそうなつてはいないで、「企業体社会・企業体国家」は、土地の買収に狂奔している。これは、日本資本主義の後進性か、特殊性か、或いは前述のような見解の誤りか、もつと研究されるべきことではなからうか。なお、これに関連する実践的な問題として、農地を手放す農民が、都市的用途に対抗できる所有を、協同して保有する方法いかん、を検討する必要があるであらう。

(1) 宮崎「農地法の目的」法学研究四一卷二号(昭和四三年二月)五頁以下。なお、宮崎「農地制度改正の問題点」農林金融二〇卷一―号(昭和四二年一月)一九頁以下参照。

(2) 玉田弘毅「建物区分所有に関する若干の考察」私法二九号(昭和四二年一〇月)二六二頁以下参照。

(3) 昭和四三年六月一日開催の農業法学会における、小倉武一氏の発言(「農業法研究5」に収録予定)参照。

(4) 石川英夫「国土開発政策と農業の対応」農業と経済三四卷一〇号(昭和四三年一〇月)六頁。

- (5) 本来は不動産業と無関係であった会社までが、最近相ついで、定款を変更して不動産業ないし住宅産業に進出していることを想起された。
- (6) 土地住宅総合調査会刊「土地住宅総合研究」一九六四年冬号一一四頁―一一五頁。
- (7) その理由や経過は、「農政調査時報」一五七号(昭和四三年四月)二頁―三頁、一〇九頁―一一一頁参照。
- (8) 「農政調査時報」一五九号(昭和四三年六月)四頁―一八頁、黒木敏郎「地域農業開発と農業振興地域立法」農業と経済三四卷一〇号(昭和四三年一〇月)一六頁以下参照。
- (9) 川久保公夫著「経済発展と農業社会」(昭和四二年一月)、岡田与好「工業化と農業」斉藤・菅野編「資本主義の農業問題」(昭和四二年七月)二〇頁以下参照。
- (10) 小倉武一著「土地立法の史的考察」(昭和二六年八月)九七頁―一二五頁、福島正夫著「地租改正の研究」(昭和三七年九月)、丹羽邦男著「明治維新の土地変革」(昭和三七年一月)、近藤哲生著「地租改正の研究」(昭和四二年一〇月)、阪本楠彦著「農業経済概論下」(昭和三八年九月)三一頁―三二四頁、等参照。
- (11) 大沢正男「土地所有権の制限に関する一考察」立正法学創刊号(昭和四三年二月)一〇三頁以下参照。
- (12) 甲斐道太郎教授によれば、「水本」渡辺理論」といわれているものであり(甲斐著「土地所有権の近代化」(昭和四二年三月)二頁)、同教授も、概ねそのような考えのようである(同書三頁―五四頁)。水本浩著「借地借家法の基礎理論」(昭和四一年五月)九頁、一〇六頁、一四七頁、一七三頁―一七七頁、二五六頁その他全般、渡辺洋三著「土地・建物の法律制度(上)」(昭和三五年九月)三頁―一五頁、八三頁―八六頁、一九頁、一三〇頁その他、参照。
- (13) 大内力著「地代と土地所有」(昭和三三年一〇月)二〇七頁―二二四頁等参照。

六 アグリビジネス

今日の農業は、農耕部門(耕作または養畜の事業)だけが孤立して成り立ち得ない。農耕部門は一方において、農耕用の資材(機械、施設、肥料、農薬、燃料等)の生産、販売の部門と結合するとともに、他方において、農産物の加工、流通部門と結合している。この結合した三部門の全体をアグリビジネスというすれば、これは、全産業および全生活の中で、ますます大きなウェイトを占めるようになっていく。それは、直接の農耕部門・アグリカルチャーでは、ウェイトが減少(国民総

生産中に占める生産額とか、就業人口とかで)しても、それを補つて余りある拡大が、農耕用資材部門や農産物の加工、流通部門で生じているからであろう。アグリビジネスの発展は、世界史的にみて、まさに第三次農業革命と評価されている。⁽¹⁾ところで、本稿でこれまでに述べてきたテーマについては、私は、とにかく既に若干の研究らしいものを発表しているが、アグリビジネスについては、関心だけは持つていたものの、まだ一編の論文もない。⁽²⁾したがつて、ここでは、全く将来の仮定的研究スケジュールとして、次の二点だけを指摘するに止める。

(一) 契約農業ないし垂直的統合

農耕部門と農産物の加工流通部門との間の問題としては、契約農業ないし垂直的統合の問題が重要である。すなわち、耕作または養畜の事業を営む者(小生産者)またはその団体(農業協同組合とか特約組合等——これらが契約の当事者となることが極めて多い)と、農産物の加工、流通の事業を営む企業体との間で、農産物の供給を中心的な目的として(その他に資金の貸借、技術援助、飼料の供給等を含む)、継続的な契約が締結されることが多くなつてきた。

その多くの場合、法的関係は、(i)農業協同組合等の団体と企業との間と、(ii)農業協同組合等の団体とその構成メンバーである個々の耕作または養畜の事業を営む者(小生産者)との間、の二段階に分けて考えられる。そのどちらもが、いわゆる契約農業の関係といわれるけれども、どちらもが典型的意味の市民法上の契約関係ではない。すなわち、右(i)のいわゆる契約関係は、外形的な平等関係にもかかわらず、企業側の経済的優位により、農産物供給者側の需要者側に対する従属関係の法的紐帯となりやすい。そういう性格を帯有する場合が多いから、この関係を、経済的には「垂直的統合」(Vertical integration)とも表現される。⁽³⁾もし、両者の結合が単に農産物の供給だけでなく、資金の貸付、技術援助、飼料等の販売の面にもわたるときは(ブローラーや養豚に多い)、一段とこの従属・統合が強化される。

経済的、社会的従属のほかにもう一つの特徴は、小生産者団体と企業との間には、規範意識のずれがある場合が多いことで

ある。企業側が正に「企業体社会」の意識・論理そのものであるのに対して、小生産者団体の側には、なお「習俗社会」の意識・論理が存在するからである。従属関係だけならば、企業と労働者（労働組合、親会社と下請小企業との間にも存在するが、それに加えて両当事者間に規範意識ないしは論理のズレがあるから複雑である。

農業協同組合等の小生産者団体とその構成メンバーたる小生産者（ないしその「いえ」）との間の関係が、市民法的契約関係でないことはまず明白であろう。そしてその関係は、原則的には、協同組合の対内的関係とみてよさそうであるが、ただ農業協同組合である場合も、一般のいわゆる総合農協のように或る区域の全農家を組合員とするわけではなく、契約農業の対象たる特定の農産物を生産する者だけを組合員として設立されている場合も多いから一般の総合農協よりも目的・機能集団性が濃厚である。

しかし契約農業もしくは垂直的統合の名をもつて呼ばれるものの中にも、右のように資本（企業）对小生産者間の従属的關係・規範意識のズレ、をとまなうものではなく、耕作または養畜部門が、前述の「会社企業型」協同経営等として定着し、それが加工・販売部門へ進出して、そこに耕作または養畜部門をインテグレーターとする統合が実現する例も出現しつつある。例えば、一万頭規模の養豚事業を行なう曾我の屋養豚株式会社（神奈川県、すくなくとも、端的には、協同経営）を中心とし、有限会社清川種豚センター―曾我の屋畜産株式会社―曾我の屋養豚株式会社―神奈川食肉株式会社という種豚―肥育―販売と一貫した一種のインテグレーションが実現している（石井養鶏農協〔徳島県〕、アンタカ養鶏株式会社〔静岡県〕、農事組合法人東富士養鶏場〔静岡県〕等においても、程度の差はあれ、こういう傾向がみられる）。いまだ、極めて少数の並はずれた規模を誇る養豚、養鶏部門に限られるとはいえ、まことに注目すべき傾向である。

なお、農耕部門と農産物の加工、流通部門ないし消費との間の問題としては、食糧管理制度の問題が重要なことは、周知の通りである。これは、一口に言えば、資本主義の独占段階において、国家が、米という特殊な商品の需供調整にいかなる

機能を果し得るか、という問題であり、法学上も原理的ならびに技術的に重要な研究課題であろうが、私はまだ何等の研究もしていないので、残念ながら論ずることはできない。ただ全くの感想を一言すれば、今日の食管制度改正論議の主流が、財政上の負担軽減論とか、プライス・メカニズムの圧力による生産意欲の減退策ないし農民層分解等の強化とか、のようになり、あまりにも、財政、流通のサイドからの議論に偏り過ぎてはいないだろうかということである。もうすこし農耕部門なしいし生産サイドおよび消費する人間の立場からの議論があつてもよいように感ぜられる。そういう意味で、近年の一四〇〇万トン余の収量をあげる稲作の担い手が誰であるかを考え、またその担い手ならびに消費者の健康を考えて、それを保障し得ない危険な農業を使用しながら増収一本槍↓過剰生産、に農民を駆り立てる愚をまず是正すべきではないだろうか。

(一) 資材生産部門と農耕部門

農業資材生産部門と農耕部門との関係でも、かなりの問題があるようである。民事法的に一番の問題は、農業資材の生産、販売部門の企業者が、資材の製造者・売主としての義務を充分に果たすようにさせることである。特に、農耕部門における作業が専門化することに対応して、性能、品質の向上に努力せしめることである。

例えば、集団的生産組織においては、専任オペレーターは或る作業を長期間継続して担当するようになるが、そこで使用するトラクターや農業のようなものは、今のところ、非能率な共同利用集団(同一オペレーターが長期間継続作業をしない)や一〜二ヘクタールの小農が使用することを前提として生産されているに過ぎない。そこで、非能率の共同利用集団や、一〜二ヘクタールの小農が使用する場合には、人体にさして有害とはいえないとしても、集団的生産組織の専任オペレーター等が、長期間継続して使用する場合には、いわば生産の際に予想した人体許容量を超えることになり、トラクター運転による消化器や脊柱の疾患や農業散布による中毒症などが、かなり発生しつづつあると聞く⁽⁴⁾。このような場合に、製造者もしくは販売者の責任を適確に追及し得るような法制および法理論が準備されていなければならぬ。また社会保障・社会保険の面で

も、新しい農業労働の形態に適合した進歩がなければならないのは、当然のことである。このようにして、農業資材の製造者もしくは販売者の責任が、法的に厳しく追及され、不良品の製造者、販売者が社会的にも強く批判されること、かえつて農業用資材の生産技術の進歩に役立ち、農民や消費者の人間尊重につながるものと考えるべきである。

- (1) 神谷慶治著「日本農業の連続性」(昭和四二年七月) 一二七頁以下、特に一四九頁参照。
- (2) ただ一例についての資料を紹介したのみである(宮崎・永山栄子「ホップ契約栽培の一事例」法学研究四一巻一一号〔昭和四三年一月〕五五頁以下)。
- (3) 竹中久二雄著「契約農業の経済分析」(昭和四二年四月) 一一頁―二〇頁等参照。
- (4) 西尾敏男氏(愛知県専門技術員)の御教示による。

あとがき(結論)

まだほかにも、私がいまわかっていることだけでも、詳しく説明し出すと、キリがない程の問題が残っている。しかし、以上で現在重要と思われる問題点について、基本的な論点の開示だけは、ひとまずできたことにしよう。

ここで、読み返してみると、どうも普通に言われる法律学から、かなり離れたような気がしないでもない。また、わざと問題を拡大させているようなきらいがないでもない。したがって、「農業法学の課題」から、「現代社会論」ともいうべきものに迷い込んでしまったようでもある。しかし、現代の農業・農民・農村をめぐる問題は、いずれも、その根を深く、現代社会の底辺部、いわば羞恥部、ともいうべきものに下ろしているようである。であるとすれば、現代の農業・農民・農村をめぐる諸問題を、根底的に掘り下げて追及するとすれば、産業資本展開期に、その原理、骨組を確立した、現行実定法規からのロジカルな演繹などでは、とても間に合わず、また目下の切実な問題に対する技術的対症療法論だけでも不十分であつて、どうしても「現代社会論」となるのは当然のことだともいえる。

「現代社会論」ともなれば、思ひは、その前段階たる近代社会の発生期へ遡るのは当然であり、そこから更に、封建解体期↓封建成立期↓「古典古代」(ギリシャ、ローマ)期へと遡つてしまふ。そして日本にギリシャ・ローマのような意味の「古典古代」・戦争による領土と奴隷の拡大を基礎とした奴隸制生産様式が支配的であつたこと、があつたのが問題となる。なぜならば、すくなくともヨーロッパ文化においては、このような意味の「古典古代」から、現代資本主義までは、かなり強固な連続性があるように思われるからである。例えば、敵密な歴史学的検証はまだやつていないけれども、ローマ市民生活と現代の大都市住民の生活は、人口集中、住宅難、交通ラッシュから政治の腐敗に至るまで、極めて類似しているし、[↑]所有権と賃借権との関係についての、ローマ法とわが現行民法との縁は大そう深いし、こう思うとなるほど、今でも、「世界はローマに征服されている」との感があることを想起されたい。これを逆にみれば、ヨーロッパ式「近代」ないし「現代」が、人間の全生活を、根底から包むかどうかは、結局、その民族ないし文化的伝統がギリシャ・ローマ式「古典古代」を経験したかどうかにかかるとはいえないであろうか。そんな問題意識をもつて、ギリシャ・ローマとわが国のいわゆる封建以前とを比較して調べてみようなどという気も起している。

しかし、それができたとしても、そのことから現代社会を評価する基準は出てこないであろう。とすれば、その評価基準は、どこに求められるのか。創造するほかないといへば、その通りだろうが、その創造の糧を、より古い古典、特に中国古典に求めたいのである。そんなわけで、私の書棚には、トラクター、コンバイン、カントリー・エレベーターを駆使する現代の農業経営学書と、老荘や墨子が同居する結果となつている。

こんなことによつて、何が生まれるかは、私自身でも保障できない。それにしても、とにかく、現代日本農業法学の課題は、単なる実定法解釈学とか、猫の目のように変動する国の経済政策の法的裏付を提供するための技術的立法論、に尽きるものではない。それだけでは、まさに「智慧出でて、大偽あり」(「老子」第八章)である。実定法解釈学や技術的立法論の

限界を超えたところに存在するが、しかし、根底から、実定法解釈論にも技術的立法論にも深い支配力を及ぼしており、また及ぼすべきものを、他の諸学問の学者、並びに、創造のエネルギーを持つてい、のちをにかけて生きる農民とともに、追及すること、これこそ、まさに現代日本農業法学の課題といふべきである。そのことがもしも、まだ充分自覚されていないとしたら、そういう自覚をよび醒まして行くこと、これが、当面の最大の課題である。

(1) 島田久吉「羅馬人の都市生活」史学一四卷二・三・四号(昭和一〇年十一月)——後に島田久吉教授遺作論文集「政治思想と政治制度」(昭和四二年一月)に収録・同書二九一頁以下、特に三〇〇頁—三〇四頁、三三六頁—三四〇頁参照。

※ ※

本稿を結ぶに當つて、「農民法」学者としての今泉教授、並びに同教授と私との師弟の関係について、一言したい気持をおさえることは、どうしても不可能である。

私が、農民・農村・農業の法学的研究に志すようになったのは、今泉教授の「農民法」(民法特殊)講義を拝聴したことに始まる。今泉教授は、農民の階層的解放および職能的地位に重点を置いて理論を展開し、「農民法」の体系を構成された。その「農民法」(学)の対象の核心的部分は、農業に従事する家族員全員と農業資産とによつて構成される「生活単位」であるとされた。更にこの「生活単位」の基本的な法的性格を、人的要素と物的要素との両者が、ともに本質的に不可欠であるという意味で、「中間法人」であると規定された(同教授著「農民法研究」〔昭和三二年一〇月〕参照)。

このような構成・規定が、いかに卓見であつたかは、やがて先進的農民により現実に、「一帯一法人化」の発展がもたらされたことによつても(宮崎著「農業法人の研究」〔昭和三六年八月〕等参照)、充分に証明されたといえる。

そして私は、この先進的農民による「法人化」の研究をすることによつて、農民・農村・農業との間に、もはや離れられ

ない縁を結んだのである。このように、私の農民・農村・農業との縁が、今泉教授の学理の延長線として、もたらされたことによつて、今泉教授の偉大さを再認識するとともに、みずからの幸運を深く自覚したのであつた。

ここで、弟子の私からみた教育者としての今泉教授像にふれてみたい。私は今泉教授から直接的に「ああせよ、こうせよ」と言われたことは、殆んど無かつたように思う。或いは先生はそう言われたにもかかわらず、私の方では身にしみて聴かないで忘れてしまつたのかもしれないが、とにかく、そういう記憶は無い。「ああせよ、こうせよ」と命じない方が、かえつて、弟子の方で積極的に問題意識を持ち、テーマをさがし、ファイトをもやしてやらざるを得なくなる筈だ、と期待して、わざとそうされたのかもしれない。私のような弟子は今もつて、その期待にそえないようだが、とにかく、今泉先生は、「無為の事に処りて、不言の教を行な」われ、また「万物、これを作りながら辞せず、生みながら有せず、為しながら待まず、功成りながら居らず」（「老子」第二章、という「老子」のいう「聖人」のような師である。

日本農業法学の先駆者・末弘巖太郎博士は、その著「農村法律問題」（大正一三年一月）において、「世の中の人々は余りに法律を知らな過ぎる。法律家は又余りに世の中を知らな過ぎる」となげいておられたが、今泉先生こそは、まさに、「法律のこと」も「世の中のこと」も、「酸いも甘いも噛み分けて」知り抜いた方である。こういう今泉先生を、師と仰ぐことができたことは、本当に誇りであり、幸福である。

農民・農村・農業に関する研究は、「あらゆる法律学の中で最も古くして又最も新しい分野である」といわれている（小林巳智次博士著「農業法」〔昭和二三年二月〕）。今泉先生が、いつまでも御壮健で、この「古くて新しい分野」の研究をますます発展させられることを、切にお願ひして筆をおく。

——一九六八年（昭和四三年）二月五日稿——